

平成29年度第3回定時理事会議事録

- 1 日 時 平成30年3月13日（火） 午後2時00分から3時00分まで
- 2 場 所 小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館会議室
- 3 出席者 教山裕一郎（代表理事・議長）、栗山丈弘、剣持庸一、玉置善己、武藤眞仁
以上5名
- 遅参による出席者 なし
- 欠 席 者 なし
- 監 事 の 出 席 者 久保田節子、松岡芳夫
- 監 事 の 欠 席 者 なし
- 事 務 局 近藤事務局長兼総務課長、神山事業課長、玉井事業担当係長
男澤ふるさと村担当係長、杉本管理担当係長、益子総務担当
係長

4 議 題

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業計画について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度収支予算について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規定の一部改正について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の勤勉手当に関する要綱の一部改正について」

報告事項 小平市民文化会館指定管理者選定提案書（案）について

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成29年度第3回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午後2時00分、教山代表理事（以下「教山議長」という。）が開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

近藤事務局長兼総務課長（以下「近藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者5名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

(2) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業計画について」

(3) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度収支予算について」

教山議長が、第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度収支予算について」は相互に関連するので、一括して議題とすることについて諮ったところ、全員異議なく同議案を議題とすることとなり、教山議長が事務局に提案説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、まず神山事業課長から、次のような説明があった。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業計画について説明する。

前回12月の理事会及び評議員会において、計画の概要について説明し、承認いただいているので、今回はその時点から調整や交渉を進めて、変動のあった部分を説明する。

はじめに、市民文化会館である。平成30年度の事業計画全体としては、クラシック、バレエ、伝統芸能、演芸、映画など様々なジャンルの公演を予定しており、幅広いニーズにお応えできるように検討した。また、市民活動の育成、支援なども継続して行い、文化活動の向上を図っていく。

A4の資料「平成30年度小平市民文化会館自主事業計画」について説明する。12月にも説明したが、自主事業を計画するにあたり、大きく3つの柱を立て事業を推進していく。

一つ目が、ルネこだいら開館25周年事業の実施である。開館25周年を記念して、年度を通して祝祭感を出していくが、特に人気、要望の高い公演として、外国のオーケストラ公演、全幕物バレエ公演、知名度の高いピアニストのリサイタルを実施する。

二つ目が、吹奏楽のまち小平の推進である。吹奏楽の魅力を多彩なラインナップで展開していく。好評をいただいている楽器クリニックを継続実施するほか、プロの演奏会、中・高校吹奏楽部の定期演奏会を集中開催する吹奏楽フェスティバルなどを実施する。

三つ目が、子育て世代向け企画の充実である。若い世代へのアプローチとして、子育て世代が家族そろって楽しめる企画を実施する。

続いて、A3版の平成30年度小平市民文化会館自主事業種別・月別計画表について説明する。表の中で黄色く塗られている部分が前回から変動のあった部分である。

まず、表の一番左側の鑑賞系事業である。調整中だったパンダウィンドオーケストラによるランチタイムコンサートが、11月20日に、NHKがらびこぷ〜が、3月3日に決定した。

次に、啓発事業である。調整中であった東京消防庁音楽隊の演奏会が、2月18日に決定した。

次に、育成及び支援事業である。吹奏楽フェスティバルであるが、市内の中学校・高校と調整の結果、3月23日から開催する。参加校は1校増え、9校で実施予定である。

続いて、郷土の歴史的文化の継承事業である。平櫛田中彫刻美術館との連携事業として、出前コンサートを10月28日に予定しているほか、夏休みに、今年度と同様に展示室を使用した企画を現在調整している。

次に、施設の管理運営事業である。「避難訓練付きコンサート」は、9月に、大ホールで、警視庁音楽隊を迎えて、テロ対策をテーマに行う予定である。

鑑賞系事業については、合計36本、啓発系事業は、合計10本、育成支援事業は、合計8本、地域振興系事業は、合計5本、施設管理系事業が1本、小平市からの受託事業については、成人式の1本、施設管理事業1本である。全体として、自主事業合計61本を予定している。

以上が30年度のルネこだいらの自主事業の計画である。

次に、ルネこだいらの施設管理について説明する。大規模な工事予定としては、市の予算で行う工事として、中ホールの吊物制御盤等工事を予定している。また、大ホール、中ホールの移動用スピーカーをリースにて借上げる予定である。財団の予算で行う修繕計画であるが、計画修繕として、情報ロビー、館内誘導灯のLED化などのレベルアップ、中ホール非常階段手すり設置などの安全対策、自動ドア修繕、ポンプ交換修繕などの老朽化対策などを実施していく。

次に、小平ふるさと村の事業計画である。「平成30年度小平ふるさと村自主事業計画」について説明する。小平ふるさと村についても、大きく3つの柱を立て、事業を推進していく。

一つ目が、開園25周年事業の実施である。年間を通して、お祝いの雰囲気盛り込み、祝祭感を演出するとともに、来園者への感謝の気持ちを表す。

二つ目が、地域の歴史・伝統文化の継承事業である。来園者に小平市の歴史や伝統文化との出会いの場を提供し、楽しみながら、後世へと継承していく。

三つ目が、地域の振興と「にぎわい」の創出である。来園者が楽しめる「にぎわい」のある行事を行い、多くの方がふるさと村に訪れる機会を創出する。

続いて、平成30年度小平ふるさと村自主事業種別・月別計画表について説明する。表の中で黄色く塗られている部分が、前回から変動のあった部分である。表の左側、郷土の歴史的文化的継承事業であるが、前回よりとくに変更はない。表の右側、地域の振興に関する事業であるが、市で行う新春歩け歩けのつどいが、1月6日に決定したので、休憩地点として協力する。

以上、郷土の歴史的文化的継承に関する事業は、33本、地域の振興に関する事業は、通年で実施している観光案内事業、特産品販売事業をそれぞれ1事業と数え、13本、合計で、46事業を予定している。

なお、小平ふるさと村では、大規模な工事は予定していない。

以上が小平ふるさと村の概要である。平成30年度事業計画についての説明は、以上である。

続いて、近藤事務局長より次のような説明があった。

第2号議案「小平市文化振興財団平成30年度収支予算について」について説明する。

先に、2枚目の収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表にそって、説明する。まず、(1) 経常収益であるが、①基本財産運用収益は、基本財産を国債で運用している収益であり、102万9千円の収益を法人会計に計上している。②の特定資産運用益は、公演積立資産の運用益であり、1万8千円を、公益目的事業会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、6千70万8千円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、60万3千60円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の、事業受託収入は、成人式のアトラクションの40万円を公益目的事業会計に計上している。施設管理収入は、市民文化会館と小平ふるさと村の指定管理料収入であり、施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%に当たる7千767万7千505円を、収益事業等会計の他1に計上し、その他については全て公益目的事業会計に、3億7千448万495円を計上している。会費収入は、ルネこだいら友の会の会費収入であり、620万円を公益目的事業会計に計上している。広告収入は、情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人件費相当額として、総務課職員人件費の5%を、市からの補助金で賄うものとして161万8千円を、法人会計に計上している。⑤の受取負担金は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入であり、250万円を公益目的事業会計に計上している。⑥の雑収益は、共催事業に係るチケット販売手数料の収入や小平ふるさと村事業参加費収入などであり、392万8千円を公益目的事業会計に計上している。全体の経常収益合計額は、5億3千6万2千60円となっている。以上が、経常収益関係である。

次に、(2) 経常費用である。①の事業費であるが、4億6千万7千495円を「公益目的事業会計、公1」芸術文化及び地域の振興の会計に計上している。「収益事業等会計」は、「収1」受託

チケット等の販売の会計に42万2千588円、「他1」施設の公益目的外貸出の会計に7千767万7千505円を計上している。事業費の合計額は、5億3千810万7千588円である。次に、②の管理費であるが、377万7千654円を「法人会計」に計上している。全体の経常費用合計額は、5億4千188万5千242円となっている。以上が、経常費用関係である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計は1千87万3千円のマイナスとなり、公益目的事業は原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。収益事業等会計の収1は、18万472円のプラスであるが、管理費相当分を控除した17万7千505円を公益目的事業会計に「他会計振替」として、振り替えている。

次に、同会計の他1では、指定管理料の実費清算的な事業であるため、増減額はゼロとしている。次に、法人会計であるが、113万654円のマイナスとなる。法人全体の当期経常増減額では、マイナス1千182万3千182円となり、平成31年3月31日の一般正味財産期末残高は、3千858万2千728円、同様に正味財産期末残高は、5億3千858万2千728円を見込むものである。

次に、1枚目の収支予算書（正味財産増減計算書）である。これは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したものである。また、前年度の予算額と比較するものである。全体の経常収益合計額は、5億3千6万2千60円で、前年度予算に比べ、1千553万940円、2.8%の減である。これは、共催事業の増に伴い自主事業収入の減が見込まれるためである。また、全体の経常費用合計額は、5億4千188万5千242円で、共催事業の増に伴い自主事業の委託費の減等が見込まれるため、前年度予算に比べ1千457万4千358円、2.6%の減である。

財団の人員体制については、前年度と同様に18名とし、従事割合に応じて、各会計人件費に計上している。

次に、3枚目裏面の「資金調達及び設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては、資金の借入や設備投資の予定がないので、記載のとおりとしている。

平成30年度収支予算書等に関する説明は、以上である。

事務局からの提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

栗山理事 事業計画について、来年度は、ルネこだいら開館25周年を迎える。これを受け、公演には、アニバーサリーを演出するために、25周年を彩るロゴを掲げるということであるが、その他、検討していることはあるのか。また、同じく25周年を迎えるふるさと村についても同様のロゴ、その他、二つの施設共通のPRについて検討していないのか。

神山事業課長 両施設とも来年度に25周年を迎える。ルネは、指摘のとおり、25周年のロゴを作成した。今月に発行した情報紙から、25周年のロゴは採用している。今後、祝祭感をより高めるため、館内においても、フラッグやポスターを掲げ演出を図っていく。ふるさと村については、ルネに準じてロゴを作成し、ルネと同様に来園者が祝祭感を感じていただけるような演出を検討していく。また、両施設共通のPRについても、今後、事務局内で検討していく。

剣持理事 25周年を受け、特別な予算措置を行っているのか。

神山事業課長 特別な予算措置は行っていない。ただし、利用者の方には、祝祭感を演出できるよ

う、公演については例年以上にビックネームを招くようにした。なお、著名な演者は、公演料が高くなる傾向があるため、財団が単独で主催する場合、収支のリスクが高まる。そこで、来年度は共催事業を増やし、リスクを軽減させている。

剣持理事 意見、提案としてだが、2年後にオリパラを控えており、事業計画や収支予算についても、長期的な準備を進めた方が良い。東京2020大会が、スポーツだけの祭典とならぬよう、平成31年度の事業計画や収支予算には、文化施策、文化事業についても強化できるよう検討してほしい。

神山課長 オリパラに関連する事業については、小平市とも事業調整を行っている。また、財団では、すでに「東京2020参画プログラム」に申請し、承認を受けている。これにより公式オリンピックマークが使用できる。これまでは、東京都から情報が十分に開示されていなかった点もあり活用できなかったが、ここに来て東京都からの事業の枠組み等が徐々に示されている。平成31年度、平成32年度については、公式オリンピックマークの活用も含め、オリパラの連携事業を検討していきたい。

栗山理事 東京2020大会に関連し、「フェスティバル東京」についても連携事業等の検討をしていただきたい。

神山課長 「フェスティバル東京」については、東京都から補助事業として直近に通知されたが、当財団の平成30年度事業計画が固まった後であった。通知された資料を元に、内容を検証したが、平成30年度の計画に当てはめることは難しいという判断に至った。今後は、平成31年度事業として検討していきたい。

武藤理事 毎年修繕計画について報告を受けているが、今後も施設を維持するために、大規模改修を検討していかなければならない。質問ではないが、今後も小平市と連携し、大規模修繕について、計画を詰めていっていただきたい。

神山課長 近隣のホールでも閉館を伴う大規模修繕を実施している。今後も、小平市と慎重な協議を進め、適切な時期に大規模改修を実施できるよう準備を進めていきたい。

他に質疑はなく、教山議長が、第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業計画について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて、教山議長が、第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度収支予算について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規定の一部改正について」

(5) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の勤勉手当に関する要綱の一部改正について」

次に、教山議長が、第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規定の一部改正について」及び第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の勤勉手当に関する要綱の一部改正について」は相互に関連するので、一括して議題とすることについて諮ったところ、全員異議なく同議案を議題とすることとなり、教山議長が事務局に提案説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から、次のような説明があった。

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規定の一部改正について」及び第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の勤勉手当に関する要綱の一部改正について」について説明する。

現在、小平市議会3月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が審議されている。当財団の給与制度については、小平市に準じており、関係規定について同様の整備を行うものである。具体的な改正内容であるが、昇給制度の見直しである。改正の主な内容は、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、国及び東京都に準じて、55歳を超える職員については、昇給しないことを標準とするものである。施行期日は、平成30年4月1日を予定している。なお、本改正案は、小平市議会3月定例会で給与条例の改正議案が本議会において可決された場合に効力を有するものとの条件付きで審議いただきたい。

続いて、第4号議案について、説明する。具体的な改正内容であるが、期末・勤勉手当の支給月数の改定である。来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を、現行の4.40月から4.50月とするものである。なお、本年度については、12月期の勤勉手当の支給月数を、0.10月分引き上げるものである。施行期日については、平成30年3月28日を予定している。なお、本改正案は、第3号議案と同様に、小平市議会3月定例会で給与条例の改正議案が本議会において可決された場合に効力を有するものとの条件付きで審議いただきたい。

説明は、以上である。

他に質疑はなく、教山議長が、第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規定の一部改正について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて、教山議長が、第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の勤勉手当に関する要綱の一部改正について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(6) 報告事項 小平市民文化会館指定管理者選定提案書（案）について

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

すでに報告したとおり、当財団としては、次期指定期間の指定管理者の選定を受けるべく、市へ提出する提案書の作成の準備を進めているところである。本日は、前回の第2回定時理事会で報告した際の意見を踏まえて、提案書の内容を修正したので、今年度末の取りまとめに向け、修正した内容等について、意見等をいただきたい。それでは早速、説明に移る。提案書は内容が多岐に渡るため、修正した点に重点を置き、説明させていただく。

まず、前回の理事会で指摘いただいた、当財団と民間事業者との運営の違いが出せるような内容が必要ではないかとの意見を踏まえて、修正を行った。また、提案書の修正作業に先立ち、実際に近隣のホールに現地視察を行い、当財団と、民間事業者が運営するホールの違いについて、実態調査を行った。視察したホールは、民間事業者が管理運営する「小金井宮地楽器ホール」、同じく「東大和市ハミングホール」、同じく「西東京市保谷こもれびホール」、最後に公益財団法人が運営する「武蔵野市民文化会館」の4つのホールである。

これらの視察を通じて再認識した、当財団と特に民間事業者との相違は、主に次の3点である。

第1点目として、当財団は、市の文化振興のけん引役として位置付けられている、とうことであ

る。小平市では、「文化振興の基本方針」が定められており、当該方針の中で、当財団は、市全体の文化振興のけん引役と定められている。しかし、他市では、市の「基本方針」が定められていないこともあり、指定管理者が明確に文化振興のけん引役としての役割を担うこととなっていないようであった。指定管理者は、貸館を含めたホールの運営をどのようにするかという施設の管理事業に専念しているという印象を強く受けた。

第2点目として、当財団は、市の文化振興の基本方針を踏まえながら、文化関連事業の相互連携を行っているということである。視察したホールの指定管理者は、当財団のような大学や市民団体等の文化の担い手となりうる団体との協働事業まで実施するにはいたっていないようであった。当財団では、市内に平櫛田中彫刻美術館や多くの大学もあるため、そうした団体と行っている協働事業は、独自性が強いものであると再認識した。

第3点目として市内の文化団体等の育成を行っているということである。すでに説明した通り、民間の指定管理者の管理運営は、貸館を含めたホールの運営に専念しているため、当財団のような「市内の文化団体等の育成」という視点は、あまり感じられなかった。しかし、当財団では、市の文化振興の「基本方針」を踏まえて、市内の文化資源を発掘し、育成するため、商工会、文化協会、中学校や吹奏楽団体なども協働して、地域に根差した文化・芸術の振興、育成に努めている。

これらの点を踏まえて、「指定管理者選定提案書概要（案）」を、次のように修正した。A3横版の「指定管理者選定提案書概要（案）」の左側下の「第3章 基本方針」である。文化振興財団の強みの記述について修正した。

1点目として、「文化振興のけん引役」である。小平市の文化振興の基本方針に基づき、小平市全体の文化振興に係る中核的組織として「文化のまち小平市」を積極的に発信してきた。また、同方針は、「小平市第三次長期総合計画基本構想」に基づく総合的な方針である。地域の信頼と公益性を重視した文化振興財団の管理運営は、小平市が策定するこれらの計画等を管理運営の羅針盤としており、常に整合性を図っている。

2点目として、「地域の信頼」である。市民文化会館の設立以来、25年間にわたり市全体の文化振興のけん引役として、文化振興活動を行ってきた。その中で醸成された市民との信頼関係は、長い年月をかけて育てられる文化と同様に、容易に代替できない強固なものとなっている。

3点目として、「文化関連事業の相互連携」である。平櫛田中彫刻美術館や大学、市民団体と協働し、イベント等の事業を実施する。また、ふるさと村では、ブルーベリーなどの小平市の特産品や糧うどんの販売といった産業振興の視点を取り入れつつ、昭和の結婚式など、積極的に連携事業を展開していく。

4点目として、「市内の文化団体等の育成」である。小平市の文化資源を発掘・育成する。単なる施設管理者の運営に留まらず、文化振興財団が主体となり、商工会や文化協会など市内団体、地域の中学校、吹奏楽団体と協働し、地域に根差した文化・芸術の振興、活性化の取組を支援していく。

次に、提案書の本文である「小平市民文化会館 小平ふるさと村指定管理者選定提案書（案）」の主な修正点について説明する。

まず、18ページの文化振興財団の強みについて、概要で説明したとおり修正した。

次に、24ページ以降の修正である。先ほど説明した視察を通じて再認識した財団の独自性が、提案書上でもわかるようにするため、視覚的に目立つよう、「財団だからできる」のスタンプを表

示した。

次に、第5章の施設の維持管理の部分である。41ページである。前回の提案書では、「市民文化会館」分のみを説明する形となっていたが、今回の修正で、5-2として、「ふるさと村」分を別途加筆した。

以上が、今回修正を加えた主な内容である。今後も、提案書の完成に向け、引き続き修正、改善を図っていく。なお、今後の指定管理者の選定に向けてのスケジュールであるが、現在のところ、市では7月頃から本格的に選定に向けて動き出し、審査委員会が設置され、提案書を提出し、審査委員会の審議を経たのち、委員会の決定がなされる予定と伺っている。そして、その後、委員会決定に基づき12月議会に選定議案として提案され、正式決定される予定とのことである。財団では、次回の新年度に入ってから最初の理事会には、提案書の最終案を提示出来ればと考えている。

説明は以上である。

報告後、質疑に入った。その要旨は次のとおりである。

武藤理事 提案書の23ページの中段にも記載されているが、オリパラは、文化の祭典でもある。引き続き、小平市と連携し、文化振興のけん引役として文化事業を取り組んでもらいたい。

剣持理事 前回の指摘事項を踏まえて修正されている。また、「財団だからできる」のスタンプの表示は、財団の優位性を明示するためのわかりやすい手法である。文化振興を支援するためには、専門的な知識と共に、運営方針の一貫性や、人の継続性についても重要な要素である。そうした点についても、優位性として協調できるかもしれない。

近藤事務局長 財団の職員は、継続性が保たれるよう固有職員と、市からの派遣職員で構成されていることもあり、指摘のとおり運営方針の一貫性や、人の継続性は高い水準で確保されている。これらの点も踏まえ、今後も引き続き提案書の修正、改善を図っていく。

(7) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成29年度第3回定時評議員会の招集について」

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の承認決議を得るものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほど、審議いただいた議事日程第1及び第2の第1号議案の事業計画及び第2号議案の収支予算については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、平成30年3月29日(木)午前10時から当館において、第3回定時評議員会を開催し、審議をお願いする予定である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(8) その他

総務務担当係長から、今後の理事会日程について5月に定時理事会を予定している旨の連絡があ

った。

午後 3 時 0 0 分教山議長が閉会を宣言し会議は終了した。